主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐々木善一の上告趣意について。

しかし、原判決の確定した事実は、要するに被告人の所為は判示架空の商取引を 偽装し、判示銀行係員を欺いてその旨誤信させ、よつて判示小切手に封鎖支払の認 証を受けて財産上不法の利益を得たというのであるから、刑法二四六条二項の詐欺 罪を構成すること論を俟たない。されば、論旨第一点は独自の法律見解であつて、 刑訴四〇五条各号のいずれにも当らない。また、判示欺罔行為と判示認証行為との 間に因果関係を否認する論旨第二点の主張は、結局事実誤認の主張に帰し、これま た上告適法の理由と認め難い。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二六年一〇月二五日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	齋	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官